

○福島大学大学院学則（案）

昭和51年5月25日

改正 昭和52年5月17日

昭和52年11月22日

昭和53年5月23日

昭和54年7月13日

昭和54年9月11日

昭和59年3月31日

昭和60年4月1日

昭和61年4月1日

昭和62年3月17日

昭和63年3月29日

平成元年6月20日

平成2年3月30日

平成3年3月26日

平成3年4月16日

平成3年9月17日

平成4年4月21日

平成4年4月21日

平成4年12月1日

平成5年4月1日

平成5年7月6日

平成6年2月1日

平成6年4月1日

平成6年9月20日

平成6年11月22日

平成7年7月4日

平成9年1月21日

平成9年7月15日

平成10年4月21日

平成11年1月19日

平成 11 年 9 月 14 日
 平成 12 年 2 月 28 日
 平成 12 年 9 月 5 日
 平成 13 年 2 月 13 日
 平成 13 年 3 月 27 日
 平成 13 年 9 月 18 日
 平成 14 年 2 月 19 日
 平成 14 年 3 月 19 日
 平成 15 年 2 月 4 日
 平成 15 年 2 月 18 日
 平成 15 年 10 月 14 日
 平成 16 年 4 月 1 日
 平成 16 年 9 月 7 日
 平成 17 年 4 月 1 日
 平成 17 年 6 月 7 日
 平成 17 年 12 月 6 日
 平成 18 年 2 月 7 日
 平成 19 年 4 月 17 日
 平成 19 年 6 月 19 日
 平成 20 年 3 月 18 日
 平成 20 年 3 月 18 日
 平成 21 年 3 月 17 日
 平成 22 年 3 月 16 日
 平成 22 年 8 月 3 日
 平成 23 年 3 月 29 日
 平成 24 年 4 月 17 日
 平成 24 年 8 月 7 日
 平成 25 年 3 月 26 日
 平成 28 年 3 月 22 日
 平成 28 年 6 月 10 日
 平成 29 年 2 月 14 日

平成31年3月19日

令和2年3月17日

令和3年1月19日

令和3年9月28日

令和 年 月 日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、福島大学学則（昭和24年6月1日制定。以下「学則」という。）

第2条の3第2項の規定に基づき、福島大学大学院（以下「大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条の2 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動状況の公表)

第2条の3 大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第2章 組織

(研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

地域デザイン科学研究科

教職実践研究科

共生システム理工学研究科

食農科学研究科

(課程)

第4条 前条の研究科の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

- 2 地域デザイン科学研究科人間文化専攻、地域デザイン科学研究科地域政策科学専攻、地域デザイン科学研究科経済経営専攻及び食農科学研究科食農科学専攻は修士課程とする。
- 3 共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻及び共生システム理工学研究科環境放射能学専攻は博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期程は修士課程として取扱うものとする。
- 4 教職実践研究科教職高度化専攻は専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条第1項に規定する教職大学院の課程（以下「教職大学院の課程」という。）とする。

（課程の目的）

第4条の2 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする。

2 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

3 教職大学院の課程は、専ら幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

（専攻及び領域等）

第5条 次の研究科に当該各専攻を置く。

地域デザイン科学研究科 人間文化専攻 地域政策科学専攻 経済経営専攻

教職実践研究科 教職高度化専攻

共生システム理工学研究科 共生システム理工学専攻 環境放射能学専攻

食農科学研究科 食農科学専攻

2 地域デザイン科学研究科の各専攻に当該各コース及び各領域を置く。

人間文化専攻 言語文化コース 地域文化コース スポーツ・芸術コース 人間発達心理コース

地域政策科学専攻 法・政策コース コミュニティ探究コース

経済経営専攻 経済学コース 経営学コース

3 教職実践研究科に当該各コースを置く。

教職高度化専攻 学校改善コース 授業デザインコース 特別支援教育コース

4 共生システム理工学研究科の各専攻博士前期課程に当該各コースを置く。

共生システム理工学専攻 数理・情報システムコース 物理・メカトロニクスコース
物質・エネルギー科学コース

生命・環境コース

環境放射能学専攻 環境放射能学コース

5 食農科学研究科に当該各コースを置く。

食農科学専攻 生産環境科学コース 農業生産科学コース 食品科学コース 農業経営科学コース

6 共生システム理工学研究科の各専攻博士後期課程に当該各領域を置く。

共生システム理工学専攻 共生数理システム領域 共生環境システム領域
環境放射能学専攻 環境放射能領域

(講座)

第5条の2 研究科の専攻に、講座を置くことができる。

2 前項に関する事項は、各研究科において定める。

(収容定員)

第6条 大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
地域デザイン科学研究科	人間文化専攻	修士課程	20人	40人
	地域政策科学専攻	修士課程	8	16
	経済経営専攻	修士課程	14	28
教職実践研究科	教職高度化専攻	教職大学院の課程	12	24
共生システム理工学研究科	共生システム理工学専攻	博士前期課程	40	80
		博士後期課程	4	12
	環境放射能学専攻	博士前期課程	4	8
		博士後期課程	2	6
食農科学研究科	食農科学専攻	修士課程	20	40

第3章 標準修業年限、在学年限、学年及び休業日

(標準修業年限)

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

3 教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第8条 在学できる期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。ただし、第15条第1項の規定により入学した者については、修学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、第23条の4に規定する長期履修学生の在学できる期間は、特別の事情があると認められる場合に限り、修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程にあつては5年、博士後期課程にあつては7年とすることができる。

(学年、学期及び休業日)

第9条 学年、学期及び休業日については、学則の規定を準用する。

第4章 入学

(入学時期)

第10条 入学の時期は、各学期の始めとする。

(修士課程及び博士前期課程の入学資格)

第11条 修士課程及び博士前期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ず

るものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第4号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者

九 大学に3年以上在学した者(外国において学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者を含む。)であって、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

十 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程の入学資格)

第11条の2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の

課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示118号）

八 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
（教職大学院の課程の入学資格）

第11条の3 教職大学院の課程に入学できる者は、第11条各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の一種免許状を有する者とする。

（出願手続）

第12条 入学を希望する者は、所定の期日までに入学願書に検定料その他必要な書類を添えて提出しなければならない。

（入学者の選考）

第13条 入学を希望する者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第14条 入学の選考に合格した者は、所定の期日までに、必要な書類を提出し、入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者（第33条又は第33条の2の規定に基づき、入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

（転入学等）

第15条 次の各号の一に該当する者は、選考の上、入学を許可することがある。

一 大学院に1年以上在学して退学した者又は除籍された者で再入学を希望する者

二 他の大学の大学院に1年以上在学した者で転入学を希望する者

2 前項の規定により入学を許可された者のすでに取得した単位の取扱い及び修学すべき年数は、研究科委員会において定める。

第5章 休学、復学、転学、退学、除籍及び留学

（休学等）

第16条 休学、復学、転学、退学及び除籍については、学則の規定を準用する。

（留学）

第17条 外国の大学院等において修学を希望する者は、研究科の長を経由し、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学した期間は、第25条第1項及び第2項に規定する在学期間に算入することができる。

3 留学できる期間は、1年を超えることができない。

4 第23条の規定は、留学する場合に準用する。

第6章 教育方法、授業科目、単位及び履修方法等

（教育方法）

第18条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

（成績評価基準等の明示等）

第18条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文に係る評価（教職大学院の課程にあっては、学修の成果に係る評価）並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（授業科目等）

第19条 大学院における授業科目及び単位数並びに履修方法等については、別に定める。

（単位）

第20条 単位については、学則の規定を準用する。

（単位の認定）

第21条 単位の認定は、試験又は研究報告等により行う。

（他研究科の授業科目の履修）

第22条 研究科において教育上有益と認めるときは、当該研究科の学生に他の研究科の授業科目を履修させることができる。

（他大学院の授業科目の履修）

第23条 他の大学の大学院等における授業科目の履修については、学則第13条の5の

規定を準用する。この場合において同条中「大学、専門職大学又は短期大学」とあるのは、「大学院」と、同条第1項中「60単位」とあるのは、修士課程及び博士課程においては、「15単位」と、教職大学院の課程においては、「23単位」と、同条第2項中「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは、「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と読み替えるものとする。

（他の大学院又は研究所等における研究指導）

第23条の2 大学院（教職大学院の課程を除く。）において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることを認めることがある。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第23条の3 入学前の既修得単位の認定については、学則第13条の7第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「大学、専門職大学又は短期大学」とあるのは「学校教育法第97条で定める大学院」と、「第13条の9第1項及び第2項」とあるのは「福島大学大学院学則第23条の3において読み替えて準用する福島大学学則第13条の9第1項及び第2項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「福島大学大学院学則第23条の3において読み替えて準用する福島大学学則第13条の7第1項」と、「第13条の5第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位」とあるのは、修士課程及び博士課程においては、「15単位を超えないものとし、また、福島大学大学院学則第23条において読み替えて準用する福島大学学則第13条の5第1項（同条第2項において準用する場合も含む。）により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位」と、教職大学院の課程においては、「教職大学院の課程において修得した単位以外のものについては、大学院学則第23条において読み替えて準用する福島大学学則第13条の5第1項（同条第2項において準用する場合も含む。）により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び大学院学則第25条第5項の規定により免除する単位数と合わせて23単位」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。

（長期履修学生）

第23条の4 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に規定するもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生の単位授与）

第23条の5 科目等履修生の単位授与については、第21条及び学則第13条の9第1項の規定を準用する。

（教員免許状）

第24条 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の1種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許状又は当該免許状の免許教科等に係る幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 大学院において当該所要資格を取得できる専修免許状の免許教科等は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類（免許教科等）
地域デザイン科学研究科	人間文化専攻	幼稚園教諭の専修免許状 小学校教諭の専修免許状 中学校教諭の専修免許状 （国語、社会、音楽、美術、保健体育、家庭、英語） 高等学校教諭の専修免許状 （国語、地理歴史、公民、音楽、美術、保健体育、家庭、英語）
	経済経営専攻	中学校教諭の専修免許状 （社会） 高等学校教諭の専修免許状 （公民、商業）
教職実践研究科	教職高度化専攻	幼稚園教諭の専修免許状

		小学校教諭の専修免許状 中学校教諭の専修免許状 （国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語） 高等学校教諭の専修免許状 （国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、農業、工業、商業、水産、福祉、英語） 特別支援学校教諭の専修免許状 （知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域） 養護教諭の専修免許状 栄養教諭の専修免許状
共生システム理工学研究科	共生システム理工学専攻 （博士前期課程）	中学校教諭の専修免許状 （数学、理科、技術） 高等学校教諭の専修免許状 （数学、理科、工業、情報）
食農科学研究科	食農科学専攻	高等学校教諭の専修免許状 （農業）

第7章 課程の修了及び学位

（課程の修了）

第25条 修士課程又は博士前期課程を修了するためには、当該課程に2年以上在学して所定の授業科目について30単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程を修了するためには、当該課程に3年以上在学して所定の授業科目について20単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

- 一 修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含み3年以上
 - 二 修士課程又は博士前期課程において優れた業績を上げ、1年以上2年未満の在学期間で当該課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含み3年以上
 - 三 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められて入学した者にあつては1年以上
- 3 修士論文、特定の課題についての研究の成果又は博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会が行う。
- 4 教職大学院の課程を修了するためには、当該課程に2年以上在学して46単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得しなければならない。
- 5 教職大学院の課程は、教育上有益と認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

（在学期間の短縮）

- 第25条の2 修士課程及び博士課程（博士後期の課程を除く。以下同じ。）は、福島大学大学院学則第23条の3において読み替えて準用する福島大学学則第13条の7第1項の規定により当該大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 2 教職大学院の課程は、福島大学大学院学則第23条の3において読み替えて準用する福島大学学則第13条の7第1項の規定により当該大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の教職大学院の課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その習得に要した期間その他を勘案して、標準修業年限の2分の1を超えない範囲で当該大

学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（学位）

第26条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 教職大学院の課程を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。

4 学位の授与に関しては、別に定める。

第8章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第27条 大学院において、科目等履修生を希望するときは、選考の上、許可することがある。

2 前項に関する規程は、別に定める。

（研究生）

第27条の2 大学院において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 前項に関する規程は、別に定める。

（特別聴講学生）

第28条 他の大学の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、大学院における授業科目の履修を希望する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として聴講を許可することがある。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

（特別研究学生）

第28条の2 他の大学の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れを許可することがある。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第29条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもつて入国し、大学院に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第9章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額）

第30条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人福島大学学生納付金規則（平成16年4月1日制定。以下「学生納付金規則」という。）の定めるところによる。

（検定料等の不徴収）

第30条の2 第15条第1項第2号の規定に基づき転入学する者のうち、入学検定料及び入学料に関する協定（検定料及び入学料を相互に不徴収とするものに限る。）を締結している他の大学の大学院から転入学する者に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 第28条に基づく特別聴講学生及び第28条の2に基づく特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生及び特別研究学生のうち、次の各号の一に該当する者については、授業料を徴収しない。

一 国立大学の学生

二 大学間相互単位互換協定（授業料を相互に不徴収とするものに限る。）に基づき、大学院の授業科目を履修する公立又は私立大学の学生

三 大学間特別研究学生交流協定（授業料を相互に不徴収とするものに限る。）に基づき、大学院において研究指導を受ける公立又は私立大学の学生

四 大学間交流協定（授業料を相互に不徴収とするものに限る。）に基づく外国人留学生

4 大学院の修士課程、博士前期課程又は教職大学院の課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学する者に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

（授業料）

第31条 授業料は、前期及び後期に区分し、次の各号に掲げる納期までに納入しなければならない。

一 前期（4月から9月までの分） 4月末日

二 後期（10月から翌年3月までの分） 10月末日

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納入するときに、学生の申出があったときは、当該年度の前期及び後期に係る授業料を併せて納入することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、必要と認められる場合には、別に納入すべき日を定めることができる。

（寄宿料）

第31条の2 入寮を許可された者は、毎月所定の期日までに寄宿料を納入しなければならない。

(検定料等の返還)

第32条 納入された検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その額を返還するものとする。

一 第31条第2項の規定により、当該年度の授業料を納入した者が、後期に係る授業料の納期前に休学又は退学した場合は、後期分の授業料に相当する額を返還するものとする。

二 入学料または授業料を納付した者が、次条又は第34条の規定により、免除を申請し、その全部又は一部を許可された場合は、入学金又は授業料の減免を受けた額に相当する額を返還する。

三 その他検定料等を返還する必要があると学長が認めた場合は、その額を返還する。

(入学料の免除)

第33条 第14条第1項の規定にかかわらず、入学料の納入が著しく困難な者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

2 前項に規定するもののほか、特別の事情のある者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

3 前2項についての手続き等は、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

第33条の2 入学料の納入が困難な者に対しては、入学料の徴収を猶予することがある。

2 前項に関する規程は、別に定める。

(授業料の免除等)

第34条 経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者又はその他止むを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程の学生においては、学業が優秀と認められる者に対して、授業料の全部若しくは一部を免除することがある。

3 休学又は退学を許可された者及び除籍された者の授業料は、所定の算式により免除することができる。

4 前3項についての手続き等は、別に定める。

(寄宿料の免除)

第34条の2 災害を受け寄宿料の納入が著しく困難であると認められる者及び特別の事情がある者に対しては、寄宿料を免除することがある。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第10章 教員組織

(教員組織)

第35条 大学院における授業及び研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当させることができる。

第11章 運営組織

(研究科長)

第36条 大学院の各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する事務を掌理する。

3 第1項に掲げる者の選考、任期及びその他必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第36条の2 各研究科の各専攻に専攻長を置く。

2 専攻長は、当該専攻に関する事務を掌理する。

3 第1項に掲げる者の選考、任期及びその他必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第37条 大学院の各研究科に関する重要な事項を審議するため、それぞれ研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の組織及び運営については、別に定める。

(専攻会議)

第37条の2 大学院の各研究科に関する重要な事項を審議するため、それぞれ専攻会議を置く。

2 専攻会議の組織及び運営については、別に定める。

第12章 賞罰

(賞罰)

第38条 賞罰については、学則の規定を準用する。

第13章 雑則

(他規則等の準用)

第 39 条 この学則に規定するもののほか、大学院の学生に関し必要な事項については、学則及び本学の諸規程中、学生に係る規定を準用する。この場合において「学類」を「研究科」に、「学類長」を「研究科長」に、「学類教員会議」を「専攻会議」にそれぞれ読み替えるものとする。

（この学則の改正）

第 40 条 この学則を改正するときは、専攻会議の議を経なければならない。

附 則

- 1 この学則は、昭和 51 年 5 月 25 日から施行する。
- 2 昭和 51 年度に入学した者の在学年数の計算に関しては、昭和 51 年 4 月 1 日から大学院に在学していたものとみなす。

附 則

この学則は、昭和 52 年 5 月 17 日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正 昭和 53 年 5 月 23 日

この規則は、昭和 52 年 11 月 22 日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、昭和 53 年 5 月 23 日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、昭和 54 年 7 月 13 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、昭和 54 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第 6 条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず、昭和 60 年度にあつては、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	総定員
教育学研究科	学校教育専攻	5人	5人
	教科教育専攻	15	15
経済学研究科	経済学専攻	22	44

附 則

- 1 この規則は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第 6 条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず、昭和 6 1 年度にあつては、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	総定員
教育学研究科	学校教育専攻	5人	10人
	教科教育専攻	15	30
経済学研究科	経済学専攻	12	34
	経営学専攻	10	10

附 則

この規則は、昭和 6 2 年 3 月 1 7 日から施行し、昭和 6 2 年度の入学に係るものから適用する。

附 則

この規則は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成元年 6 月 2 0 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第 6 条に規定する教育学研究科教科教育専攻の総定員は、同条の規定にかかわらず、平成元年度にあつては、3 3 人とする。

附 則

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第 3 1 条第 3 項の規定は、平成 3 年度の入学に係るものから適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 6 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 2 日から適用する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則（以下「改正学則」という。）第 6 条に規定する教育学研究科教科教育専攻の総定員は、同条の規定にかかわらず、平成 3 年度にあつては、4 2 人とする。

附 則

- 1 この規則は、平成 3 年 9 月 1 7 日から施行する。

2 平成3年度の入学に係る研究生及び聴講生に係る検定料の額は、この規則による改正後の福島大学大学院学則（以下「改正学則」という。）別表（第30条第2項）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 平成3年10月1日以後において、平成3年度の入学に係る研究生及び聴講生の入学料の額は、改正学則別表（第30条第2項）の規定にかかわらず、研究生については、60,000円、聴講生については、20,000円とする。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月21日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第6条に規定する教育学研究科教科教育専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成4年度にあつては、57人とする。

附 則

この規則は、平成4年4月21日から施行し、平成4年4月10日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成4年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則（以下「改正学則」という。）第11条の規定は、平成4年7月16日から、別表（第30条第2項）の規定は、平成4年11月2日から適用する。
- 3 平成4年11月2日以後における平成4年度の入学に係る研究生及び聴講生の授業料の額は、改正学則別表（第30条第2項）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第6条に規定する地域政策科学研究科地域政策科学専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成5年度にあつては、12人とする。

附 則

- 1 この規則は、平成5年7月6日から施行する。
- 2 平成5年度の入学に係る入学料及び検定料の額は、この規則による改正後の福島大学大学院学則別表（第30条第2項）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成6年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において在学している者の入学前の既修得単位の取扱いについては、この規則

による改正後の福島大学大学院学則第23条の3の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成6年11月22日から施行する。
- 2 平成6年度の入学に係る授業料の額は、この規則による改正後の福島大学大学院学則別表（第30条第2項）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成7年7月4日から施行する。
- 2 平成7年度の入学に係る入学料及び検定料の額は、この規則による改正後の福島大学大学院学則別表（第30条第2項）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成9年7月15日から施行する。
- 2 平成9年度の入学に係る入学料及び検定料の額は、この規則による改正後の福島大学大学院学則別表（第30条第2項）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成10年4月21日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度の入学に係る授業料の額は、この規則による改正後の福島大学大学院学則別表（第30条第2項）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成11年9月14日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第5条第3項の規定は、平成12年度の入学に係るものから適用する。

附 則

この規則は、平成 12 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 2 月 13 日から施行し、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年 3 月 31 日から引き続き教育学研究科に在学する者の教員免許状授与の所得資格を取得できる専修免許状の種類（免許教科）は、この規則による改正後の福島大学大学院学則（以下「改正学則」という。）第 24 条第 2 項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 改正学則第 6 条に規定する教育学研究科学校臨床心理専攻の収容定員は、同上の規定にかかわらず、平成 13 年度にあっては、9 人とする。

附 則

この規則は、平成 13 年 9 月 18 日から施行し、平成 14 年度の入学に係る者から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第 6 条に規定する地域政策科学研究科地域政策科学専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 14 年度にあっては、32 人とする。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 2 月 4 日から施行し、平成 15 年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成 15 年 2 月 18 日から施行し、平成 14 年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成 15 年 10 月 14 日から施行し、平成 16 年度入学に係る志願者から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年2月7日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年6月19日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年3月18日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の福島大学大学院学則第6条に規定する共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成20年度にあっては、60人とする。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第3条に規定する教育学研究科及び第5条第1項に規定する教育学研究科各専攻（以下「教育学研究科等」という。）は、この学則による改正後の大学院学則第3条及び第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該教育学研究科等に在学する者が、当該教育学研究科等に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 この学則による改正後の大学院学則第6条に規定する人間発達文化研究科及び教育学研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成21年度にあっては、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
人間発達文化研究科	教職教育専攻	11人
	地域文化創造専攻	20
	学校臨床心理専攻	9
教育学研究科	学校教育専攻	5
	学校臨床心理専攻	9
	教科教育専攻	33

- 4 平成21年3月31日に教育学研究科等に在学する者の教員免許状授与の所要資格を取得できる専修免許状の免許教科等は、この学則による改正後の大学院学則第24条第2項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年3月31日に共生システム理工学研究科に置かれている共生システム理工学専攻修士課程は、この学則による改正後の福島大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻修士課程に在学する者が、当該専攻修士課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- この学則による改正後の大学院学則第5条第3項の規定は、平成22年度の入学に係る者から適用し、平成22年3月31日から引き続き在学する者にあっては、なお、従前の例による。
- この学則による改正後の大学院学則第6条に規定する共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻博士後期課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成22年度にあっては6人とし、平成23年度にあっては12人とする。
- この学則による改正後の大学院学則第11条の2の規定は、平成22年度の入学に係る者から適用する。
- この学則による改正後の大学院学則第30条の2第4項の規定は、平成22年度の進学に係る者から適用する。
- 平成22年3月31日に共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻修士課程

に在学する者の教員免許状授与の所要資格を取得できる専修免許状の免許教科等は、この学則による改正後の大学院学則第 24 条第 2 項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 22 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 17 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 24 年 8 月 7 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 6 月 10 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則による改正後の大学院学則（以下「改正学則」という。）第 33 条第 2 項及び第 3 項の規定は、制定の日から施行する。
- 2 改正前の福島大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 5 条第 1 項に規定する人間発達文化研究科教職教育専攻は、改正学則第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正学則第 6 条に規定する人間発達文化研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 29 年度にあっては、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
人間発達文化研究科	教職実践専攻	16人
	教職教育専攻	11
	地域文化創造専攻	37

	学校臨床心理専攻	16
--	----------	----

- 4 平成29年3月31日に人間発達文化研究科教職教育専攻に在学する者の教員免許状授与の所要資格を取得できる専修免許状の免許教科等は、改正学則第24条第2項の規程にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学に係る志願者から適用する。
- 2 この学則による改正後の福島大学大学院学則第6条に規定する共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻（博士前期課程）及び環境放射能学専攻（修士課程）の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成31年度にあつては、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
共生システム理工学研究科	共生システム理工学専攻	113人
	環境放射能学専攻	7人

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に共生システム理工学研究科に置かれている環境放射能学専攻修士課程は、この学則による改正後の福島大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該専攻修士課程に在学する者が、当該専攻修士課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の大学院学則第5条3項の規定は、令和3年度の入学に係る者から適用し、令和3年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。
- 4 この学則による改正後の大学院学則第6条に規定する共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻（博士後期課程）及び環境放射能学専攻（博士後期課程）の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和3年度から令和4年度までは、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	収容定員	
			令和3年度	令和4年度
共生システム理工	共生システム理工	博士後期課程	16人	14人

学研究科	学専攻			
	環境放射能学専攻	博士後期課程	2人	4人

- 5 この学則の改正による改正後の大学院学則第23条、第23条の3、第25条の2の規定は、令和3年度の入学に係る者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年9月28日から施行する。
- 2 この学則による改正後の大学院学則第21条の規定は、令和4年度の入学に係る者から適用し、令和4年3月31日から引き続き在学する者にとっては、なお、従前の例による。

福島大学大学院地域デザイン科学研究科規程（案）

（趣旨）

第1条 福島大学大学院地域デザイン研究科（以下「研究科」という。）学生の履修等に関する事項は福島大学大学院学則（昭和51年5月25日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 研究科は、地域の様々な課題に対応するために、広い視野と高度な文化的知識・技術を身につけさせ、専攻分野における理論と応用との研究能力を高めつつ、高度の専門的知識及び能力を養うことを目的とする。

2 研究科の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 文化共創専攻 地域の文化・社会を俯瞰的・多角的にとらえ、自ら課題を発見し、多様なステークホルダーとの関係の中で、その解決を先導できる人材、諸文化に新しい価値を創造・付加し、文化的に豊かな地域創成に貢献できる人材、高度な専門的知識と研究力、実践力を有し、個人あるいは地域が抱える諸課題の解決に具体的にアプローチできる人材を養成することを目的とする。
- 二 地域政策科学専攻 学際的かつ政策科学的な教育課程を通じて、地域社会が提起する諸課題に対応できる理論と応用の研究能力を高めつつ、地域社会の各分野で中核的役割を担う高度な専門性を備えた人材を養成することを目的とする。
- 三 経済経営専攻 広い視野に立って精深な学識を修め、経済の理論と応用との研究能力、または経営、会計の理論と実践との研究能力を備えた、高度の専門的知識及び能力を持つ人材を養成する。

（入学者の選考）

第3条 学則第13条に規定する入学者の選考は、専攻ごとに学力試験等の結果に基づき、専攻会議（仮）の議を経て専攻長（仮）が行う。

（研究指導教員）

第4条 学生には研究指導教員を定める。

2 研究指導教員の決定は、所属する専攻の専攻会議（仮）が行う。

（教育方法の特例）

第5条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上特に必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

（授業の方法）

第6条 授業は、講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより、又は、これらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（履修方法）

第7条 履修方法は、学生の所属する専攻およびコースごと別表に定める授業科目および履修基準によるものとする。

（学類の授業科目の履修）

第8条 研究指導教員が必要と認めたときは、専攻の基礎となる学類の授業科目を履修することができる。この場合において、修得した単位は、原則として第7条に規定する履修基準の単位数には含めない。

（履修計画）

第9条 学生は、入学後所定の期間内に研究指導教員の指導を受けて、その研究課題を決定しなければならない。

2 学生は、前項によるほか、あらかじめ研究指導教員の指導によって当該年度内に履修する授業科目を選択し、所定の様式により届け出なければならない。

3 前項の規定に基づき、当該セメスターにおいて履修登録できる授業科目の総単位数（以下「総単位数」という。）は、20単位までとする。

4 学則第23条の4に規定する長期履修学生に係る総単位数については、前項にかかわらず、別に定める。

（単位修得の認定）

第10条 単位修得の認定は、講義その他の出席時間数が十分であると認めたものについて、筆記若しくは口頭による試験又は研究報告等により行う。

2 学生が、学則第22条及び第23条の規定により履修し修得した単位については、合わせて15単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができる。

3 学生が、学則第23条の3第1項の規定により修得した単位については、前項の規定により修得した単位とは別に、15単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができる。ただし、同項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

（試験）

第11条 試験は、学期末に行う。ただし、平常の成績又は研究報告により、成績を評価することができる。

2 文化共創専攻及び地域政策科学専攻においては、病気その他やむを得ない事由により前項に規定する試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことがある。

3 経済経営専攻においては追試験及び再試験は、行わない。

（成績）

第12条 授業科目の試験又は研究報告の成績は、これをS、A、B、C及びFの5種とし、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

（学位論文等）

第13条 修了研究の成果は、研究指導教員の指導を受けて、指定の期間内に提出するものとする。

（最終試験）

第14条 最終試験は、所要の単位を履修中で、かつ、修了研究の成果を提出した者について口述又は筆記により行う。

2 最終試験の判定は、合格又は不合格とする。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、学生の履修等に関し必要な事項は、所属する専攻の専攻会議（仮）において定める。

第16条 この規程を改正するときは、文化共創専攻、地域政策科学専攻および経済経営専攻のすべての専攻会議（仮）の議を経て地域デザイン科学研究科委員会（仮）で決定する。

別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要														
(地域デザイン科学研究科人間文化専攻)														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	
目盤院大 科基学	イノベーション・リテラシー	1前	2			○								兼 演習
	小計(1科目)	-	2	0	0	-								
科基専 目盤攻	地域文化創造特論	1前		2		○			2					
	小計(1科目)	-	0	2	0	-								
専門科目	コンシベ ア・ヨ イノ	イノベーション・コア	2前	2			○							講義
		小計(1科目)	-	0	2	0	-							
	ト ブ ロ ジ エ ク	プロジェクト研究	1前	2			○							講義
		プロジェクト研究	1後	2			○							講義
		プロジェクト研究	2前	2			○							講義
		小計(3科目)	-	0	6	0	-							
自専 攻科目	言語文化 コース 科目	現代日本語特論	1前	2		○			1					
		現代日本語特論演習	1前	2			○		1					
		現代日本語特論演習	1後	2			○		1					
		地域言語特論	1前	2		○			1					
		地域言語特論演習	1前	2			○		1					
		地域言語特論演習	1後	2			○		1					
		日本近代文学特論	1後	2		○				1				
		日本近代文学特論演習	1前	2			○			1				
		日本近代文学特論演習	1後	2			○			1				
		比較文学特論	1後	2		○				1				
		比較文学特論演習	1前	2			○			1				
		比較文学特論演習	1後	2			○			1				
		日本古典文学特論	1前	2		○			1					
		日本古典文学特論演習	1前	2			○		1					
		日本古典文学特論演習	1後	2			○		1					
		日本文学特論	1後	2		○			1					
		日本文学特論演習	1前	2			○		1					
		日本文学特論演習	1後	2			○		1					
		漢文学特論	1前	2		○			1					
		漢文学特論演習	1前	2			○		1					
		漢文学特論演習	1後	2			○		1					
		中国思想特論	1前	2		○			1					
		中国思想特論演習	1前	2			○		1					
		中国思想特論演習	1後	2			○		1					
		国語科教育特論	1後	2		○			1					
		国語科カリキュラム特論演習	1後	2			○		1					
		国語科教育実践研究	1前	2			○		1					
		国語科教育実践研究	1前	2			○		1					
		英語意味論特論	1前	2		○				1				
		英語意味論特論演習	1後	2			○			1				
		英語意味研究	1後	2			○			1				
		英語意味研究	1後	2			○			1				
		英語構造論特論	1前	2		○			1					
		英語構造論特論演習	1後	2			○		1					
		英語構造研究	1後	2			○		1					
		英語構造研究	1後	2			○		1					
		社会言語学特論	1前	2		○			1					
		社会言語学特論演習	1後	2			○		1					

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専門科目	言語文化コース科目	映像文化研究		2			○		1					
		映像文化研究		2			○		1					
		初期近代英米文学特論		2		○			1					
		初期近代英米文学特論演習		2			○		1					
		初期近代英米文化研究		2			○		1					
		初期近代英米文化研究		2			○		1					
		近代英米文学特論		2		○			1					
		近代英米文学特論演習		2			○		1					
		近代英米文化研究		2			○		1					
		近代英米文化研究		2			○		1					
		現代アメリカ文化特論		2		○			1					
		現代アメリカ文化特論演習		2			○		1					
		現代アメリカ文化研究		2			○		1					
		現代アメリカ文化研究		2			○		1					
		英語教育学特論		2		○				1				
		英語教育学特論演習		2			○			1				
		英語教育学研究		2			○			1				
		英語教育学研究		2			○			1				
		第二言語習得特論		2		○			1					
		第二言語習得特論演習		2			○		1					
		第二言語習得研究		2			○		1					
		第二言語習得研究		2			○		1					
		英語教育実践特論		2		○				1				
		英語教育実践特論演習		2			○			1				
		英語教育実践研究		2			○			1				
		英語教育実践研究		2			○			1				
		外国文化特論		2		○				1				
		外国文化特論演習		2			○			1				
		外国文化研究		2			○			1				
		外国文化研究		2			○			1				
	小計（64科目）		-	0	136	0	-							
	地域文化コース科目	日本社会文化史特論		2		○				1				
		日本社会文化史特論		2		○				1				
		日本地域文化史特論演習		2			○			1				
		日本地域文化史特論演習		2			○			1				
		ヨーロッパ社会文化史特論		2		○				1				
		ヨーロッパ社会文化史特論		2		○				1				
		ヨーロッパ地域文化史特論演習		2			○			1				
		ヨーロッパ地域文化史特論演習		2			○			1				
		自然災害特論		2		○				1				
		自然災害特論		2		○				1				
		環境地理学特論演習		2			○			1				
		環境地理学特論演習		2			○			1				
		地域と文化特論		2		○			1					
		地域と文化特論		2		○			1					
		地域復興・振興特論演習		2			○			1				
		地域復興・振興特論演習		2			○			1				
		社会科教育特論		2		○			1					
		社会科教育特論		2		○			1					
		社会科教育実践研究		2			○		1					
		社会科教育実践研究		2			○		1					
		観光産業特論		2		○			1					
		観光産業特論		2		○			1					

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専門科目	地域文化コース科目	地域経済特論演習		2			○		1					
		地域経済特論演習		2			○		1					
		コミュニティ文化特論		2		○			1					
		コミュニティ文化特論		2		○			1					
		コミュニティ形成特論演習		2			○		1					
		コミュニティ形成特論演習		2			○		1					
		人間開発の倫理学特論		2		○			1					
		人間開発の倫理学特論		2		○			1					
		共生の倫理学特論演習		2			○		1					
		共生の倫理学特論演習		2			○		1					
		食品科学特論		2		○			1					
		食物学研究		2			○		1					
		食生活特論		2		○			1					
		食生活支援研究		2			○		1					
		食生活支援研究		2			○		1					
		衣生活特論		2		○			1					
		衣生活支援研究		2			○		1					
		衣生活支援研究		2			○		1					
		家庭科教育特論		2		○			1					
		家庭科カリキュラム特論演習		2			○		1					
		家庭科教育実践研究		2			○		1					
		家庭科教育実践研究		2			○		1					
		生涯生活マネジメント特論		2		○			1					
		小計（42科目）	-	0	90	0	-							
	スポーツ・芸術文化コース科目	身体教育とスポーツ文化特論		2		○			1					
		現代スポーツ特論演習		2			○		1					
		スポーツ社会政策特論		2		○				1				
		スポーツクラブマネジメント特論演習		2			○			1				
		スポーツ医科学特論		2		○				1				
		健康科学と運動処方特論		2		○				1				
		スポーツバイオメカニクス特論		2		○				1				
		運動学特論		2		○				1				
		運動生理学特論		2		○			1					
		健康指導特論演習		2			○		1					
		武道文化特論		2		○			1					
		武道文化特論演習		2			○		1					
		保健体育科教育特論		2		○					1			
		保健体育授業づくり特論		2		○					1			
		現代器楽演奏演習		2			○		1					
		器楽演奏特論演習		2			○		1					
		アンサンブル特論演習		2			○		1					
		現代声楽演奏特論演習		2			○		1					
		声楽演奏特論演習		2			○		1					
		オペラ特論演習		2			○		1					
		音楽メディア創造演習		2			○		1					
		作曲特論演習		2			○		1					
		現代指揮法演習		2			○		1					
		音楽科教育特論		2		○			1					
		音楽科カリキュラム特論演習		2			○		1					
		音楽科教育実践研究		2			○		1					
		音楽科教育実践研究		2			○		1					
		絵画特論		2		○			1					
		絵画特論演習		2			○		1					

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専門科目	スポーツ・芸術文化コース科目	絵画特論演習		2			○		1					
		絵画特論演習		2			○		1					
		彫刻特論		2		○			1					
		彫刻特論演習		2			○		1					
		彫刻特論演習		2			○		1					
		彫刻特論演習		2			○		1					
		日本美術史特論		2		○				1				
		西洋美術史特論		2		○				1				
		美術科教育特論		2		○			1					
		美術科カリキュラム特論演習		2			○		1					
		美術科教育実践研究		2			○		1					
		美術科教育実践研究		2			○		1					
		小計（41科目）	0	82	0	-	-	-						
	人間発達心理コース科目	教育心理学特論演習		2			○		1					
		認知教育方法特論		2		○			1					
		認知教育方法特論演習		2			○		1					
		認知教育方法特論演習		2			○		1					
		発達心理学特論		2		○			1					
		発達心理学特論演習		2			○		1					
		発達心理学特論演習		2			○		1					
		発達心理学特論演習		2			○		1					
		乳幼児・小学生の心理学特論		2		○			1					
		乳幼児・小学生の心理学特論演習		2			○		1					
		乳幼児・小学生の心理学特論演習		2			○		1					
		乳幼児・小学生の心理学特論演習		2			○		1					
		中学生・高校生の心理学特論		2		○				1				
		人間理解特論演習		2			○			1				
		人間理解特論演習		2			○			1				
		人間理解特論演習		2			○			1				
		実験心理学特論		2		○			1					
		実験心理学特論演習		2			○		1					
		実験心理学特論演習		2			○		1					
		実験心理学特論演習		2			○		1					
		幼児心理学特論		2		○			1					
		幼児心理学特論演習		2			○		1					
		幼児心理学特論演習		2			○		1					
		幼児心理学特論演習		2			○		1					
		幼児教育学特論		2		○				1				
		幼児教育学特論演習		2			○			1				
		幼児教育学特論演習		2			○			1				
		幼児教育学特論演習		2			○			1				
		幼児教育内容特論		2		○			1					
		幼児教育内容特論演習		2			○		1					
		幼児教育内容特論演習		2			○		1					
		幼児教育内容特論演習		2			○		1					
		幼稚園実践研究		2			○		2	1				
		小計（33科目）	0	66	0	-	-	-						
	人間発達心理コース基礎論	教育分野に関する理論と支援の展開（学校臨床心理特論）		2		○			1	1				
		臨床心理学特論		2		○				1				
		臨床心理学特論		2		○					1			
		福祉分野に関する理論と支援の展開（福祉心理特論）		2		○			1					

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専門科目 自専攻科目 人間発達心理コース科目（臨床心理領域）	基礎論	幼児発達心理学特論	1後	2		○			1					
		臨床発達心理学特論	1前	2		○			1					
		保健医療分野に関する理論と支援の展開（神経生理学特論）	1後	2		○					1			
		保健医療分野に関する理論と支援の展開（精神医学特論）	1後	2		○					1			
		保健医療分野に関する理論と支援の展開（精神病理学特論）	1前	2		○				1				
		障害児心理学特論	1後	2		○			1					
		障害児病理特論	1前	2		○					1			
		小計（11科目）	-	0	22	0	-							
	方法論	臨床心理面接特論（心理支援に関する理論と実践）	1前	2		○			1					
		臨床心理面接特論	1後	2		○			1					
		心理支援に関する理論と実践（心理学研究法特論）	1前	2		○			3	1				
		心理実験統計法特論	1後	2		○			1					
		学習心理学特論	1前	2		○			1					
		家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践（家族臨床心理学特論）	1後	2		○			1					
		心理支援に関する理論と実践（精神分析学特論）	1前	2		○				1				
		投影法特論	1後	2		○				1				
		司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開（犯罪・非行臨床特論）	1前	2		○			1					
		教育分野に関する理論と支援の展開（教育臨床学特論）	1後	2		○			1					
		心理的アセスメントに関する理論と実践（心理アセスメント特論）	1前	2		○			2					
		福祉分野に関する理論と支援の展開（家族福祉臨床特論）	1後	2		○			1					
		臨床心理地域援助特論	1前	2		○			1					
		家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践（グループ・アプローチ特論）	1後	2		○					1			
		心理支援に関する理論と実践（心理療法特論）	1前	2		○					1			
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開（産業・労働心理学特論）	1前	2		○			1		1			
		心の健康教育に関する理論と実践（心の健康教育特論）	1後	2		○			3	2				
		小計（17科目）	-	0	34	0	-							
	実践論	臨床心理査定演習（心理的アセスメントに関する理論と実践）	1前	2			○		1					
		臨床心理査定演習	1後	2			○		1					
		臨床心理基礎実習	1前	2				○	1	1				
		臨床心理実習	1後	2				○	2	1	3			
		小計（4科目）	-	0	8	0	-							
	実践研究	学校教育臨床研究 A	1前	2			○							
		学校教育臨床研究 A	1後	2			○							
		小計（2科目）	-	0	4	0	-							

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
・専攻基盤科目2単位【必修2単位】 ・専門科目（イノベーション・コア）2単位【必修2単位】 ・専門科目（プロジェクト研究）6単位【必修6単位】 ・専門科目（自専攻科目）4単位【選択4単位】 所属コース以外のおコース科目を含む専門科目の選択科目から、学生が自らの学修に必要な科目を選択して4単位を履修する。 ・専門科目（他専攻科目）4単位【選択4単位】 ・専門科目（特別演習）4単位【必修4単位】 ・専門科目（特別研究）4単位【必修4単位】 ・自由選択科目2単位【選択2単位】：専門科目の選択科目から、学生が自らの学修に必要な科目を選択して2単位以上を履修する。 ○人間発達心理コース臨床心理領域の場合 1．専攻の修了には、大学院基盤科目2単位を必修として、これらを含め30単位以上を修得し、修士研究の審査に合格すること。 2．修了要件について ・大学院基盤科目2単位【必修2単位】 ・専門科目（基礎論）6単位【選択6単位】 ・専門科目（方法論）4単位【選択4単位】 ・専門科目（基礎論）または専門科目（方法論）からさらに2単位【選択2単位】 ・専門科目（実践論）8単位【選択8単位】 ・専門科目（実践研究）2単位【選択2単位】 ・専門科目（課題研究）2単位【選択2単位】 ・自由選択科目4単位【選択4単位】：専門科目の選択科目（「イノベーション・コア」及び「プロジェクト研究」を除く）から、学生が自らの学修に必要な科目を選択して4単位以上を履修する。															

（注）

- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	

< 授業科目着色凡例 >

【幼・専免】

・領域に関する専門的事項科目：橙色

【小・中・高専免の課程で共通開設】

・教科に関する専門的事項科目：桃色

【中・高専免の課程で共通開設】

・教科に関する専門的事項科目：薄緑色

【小・中専免の課程で共通開設】

・各教科の指導法科目：黄色

【中・高専免の課程で共通開設】

・各教科の指導法科目：緑色

【幼・小・中・高専免で共通開設】

・教育の基礎的理解に関する科目等：紫色

【幼・小・中・高専免】

・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める科目に該当しない科目：水色

別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要														
(地域デザイン科学研究科経済経営専攻)														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
目盤院大 科基学	イノベーション・リテラシー	1前	2			○			1					演習
	小計(1科目)	-	2	0	0	-			1	0	0	0	0	-
科基専 目盤攻	経済経営入門演習	1前		2			○							
	小計(1科目)	-	0	2	0	-								-
専門 科目	コンシベ ア・ヨ ン	イノベーション・コア	2前	2			○		1					講義
		小計(1科目)	-	0	2	0	-		1	0	0	0	0	-
	ト ブ 研 究 エ ク	プロジェクト研究	1前	2			○							講義
		プロジェクト研究	1後	2			○							講義
		プロジェクト研究	2前	2			○							講義
		小計(3科目)	-	0	6	0	-							-
	自 専 攻 科 目	経済学コース科目												
		ミクロ経済学特殊研究	1前	2		○			1					
		ミクロ経済学特殊研究	1後	2		○				1				
		マクロ経済学特殊研究	1前	2		○				1				
		マクロ経済学特殊研究	1後	2		○				1				
		産業連関論特殊研究	1前	2		○			1					
		金融論特殊研究	1前	2		○				1				
		国際金融論特殊研究	1前	2		○				1				
		環境経済学特殊研究	1前	2		○				1				
		公共経済学特殊研究	1前	2		○				1				
		計量経済学特殊研究	1前	2		○			1					
		計量経済学特殊研究	1後	2		○			1					
		国際経済学特殊研究	1前	2		○				1				
		産業組織論特殊研究	1前	2		○				1				
		法と経済学特殊研究	1前	2		○				1				
		財政学特殊研究	1前	2		○								兼1
		租税政策特殊研究	1前	2		○								兼1
		地域経済論特殊研究	1前	2		○				1				
		地域交通論特殊研究	1前	2		○				1				
		特講(交通まちづくり論)	1前	1		○				1				
		経済地理学特殊研究	1前	2		○			1					
		社会政策論特殊研究	1前	2		○			1					
		労働と福祉特殊研究	1前	2		○			1					
		開発経済学特殊研究	1前	2		○			1					
		経済政策特殊研究	1前	2		○			1					
		現代資本主義特殊研究	1前	2		○				1				
		現代資本主義特殊研究	1後	2		○				1				
		地域政策論特殊研究	1前	2		○				1				
		地域政策論特殊研究	1後	2		○				1				
		経済思想史特殊研究	1前	2		○			1					
		経済思想史特殊研究	1後	2		○			1					
		日本経済史特殊研究	1前	2		○				1				
		日本経営史特殊研究	1前	2		○				1				
		日本経済論特殊研究	1前	2		○			1					
		世界経済論特殊研究	1前	2		○			1					
		比較経済史特殊研究	1前	2		○				1				
		欧州経済論特殊研究	1前	2		○				1				

科目 区分			授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門科目	自専攻科目	経済学コース科目	アメリカ経済論特殊研究	1前		2		○			1						
			アジア経済論特殊研究	1前		2		○		1							
			アジア経済論特殊研究	1後		2		○		1							
			朝鮮近代史特殊研究	1前		2		○			1						
			国際公共政策論特殊研究	1前		2		○		1							
			国際公共政策論特殊研究	1後		2		○		1							
			比較社会論特殊研究	1前		2		○			1						
			小計（43科目）	-	0	85	0	-									-
		経営学コース科目	管理会計論特殊研究	1前		2		○			1						
	コスト・マネジメント特殊研究		1後		2		○			1							
	価値創造会計特殊研究		1前		2		○			1							
	価値創造会計特殊研究		1後		2		○			1							
	財務諸表論特殊研究		1前		2		○				1						
	財務諸表論特殊研究		1後		2		○					1					
	財務報告論特殊研究		1前		2		○					1					
	財務報告論特殊研究		1後		2		○						1				
	租税法特殊研究		1前		2		○						1				
	租税法特殊研究		1後		2		○							1			
	会計実務特殊研究		1前		2		○			1							
	会計実務特殊研究		1後		2		○			1							
	特講（実務租税法）		1前		2		○									兼1	
	特講（実務租税法）		1後		2		○									兼1	
	特講（知的財産の応用）		1前		1		○					1					
	特講（マーケティング概論）		1前		1		○			1							
	特講（マネジメント概論）		1前		1		○					1					
	特講（組織論）		1前		1		○					1					
	特講（競争戦略）		1前		1		○			1							
	特講（ビジネス・イノベーション）		1前		1		○			1							
	特講（地域企業経営）		1後		1		○					1					
	特講（地域デザイン）		1前		1		○					1					
	特講（組織行動）		1前		1		○					1					
	特講（ビジネス統計）		1前		1		○					1					
	特講（マーケティング・リサーチ）		1前		1		○									兼1	
	特講（データサイエンス基礎）		1前		1		○									兼1	
	特講（コーポレート・ファイナンス）		1前		1		○			1							
	特講（人的資源管理）		1前		1		○			1							
	特講（リーダーシップ論）		1前		1		○			1							
	小計（29科目）		-	0	41	0	-										-
	コース共通科目	英語	特設外国語	1前		2		○			1						
			特設外国語	1前		2		○			1						
			特設外国語	1後		2		○			1						
			特設外国語	1後		2		○			1						
			特設外国語	1前		2		○				1					
			特設外国語	1後		2		○			1						
			特設外国語	1前		2		○			1						
			特設外国語	1後		2		○			1						
			特設外国語	1前		2		○			1						
			特設外国語	1前		2		○			1						
			特設外国語	1前		2		○			1						
特設外国語			1後		2		○			1							

科目 区分			授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専 門 科 目	他 専 攻 科 目	目人	小計（11科目）	-	0	22	0	-									-
		間	（開放科目を記載する）													兼	
		文												兼			
		化													兼		
		専													兼		
		攻	科目	小計（ 科目）	-	0	0	0	-								-
		科	（開放科目を記載する）													兼	
		目													兼		
		目														兼	
	攻 地 域 政 策 科 学 専	目	小計（ 科目）	-	0	0	0	-								-	
		（開放科目を記載する）														兼	
															兼		
		目	小計（ 科目）	-	0	0	0	-								-	
		工 共 生 シ ス テ ム 理	（開放科目を記載する）													兼	
														兼			
	目		小計（ 科目）	-	0	0	0	-								-	
	攻 環 境 放 射 能 学 専	（開放科目を記載する）													兼		
													兼				
目		小計（ 科目）	-	0	0	0	-								-		
目 食 農 科 学 専 攻 科	（開放科目を記載する）													兼			
													兼				
	目	小計（ 科目）	-	0	0	0	-								-		
	特 別 演 習	経済経営特別演習	1前	2					○								
		経済経営特別演習	1後	2					○								
小計（2科目）		-	4	0	0	-								-			
特 別 研 究	経済経営特別研究	2前	2					○									
	経済経営特別研究	2後	2					○									
	小計（2科目）	-	4	0	0	-								-			
合計（ 科目）			-	10	158	0	-								兼	-	
学位又は称号			修士（経済学）			学位又は学科の分野			経済学関係								
卒業要件及び履修方法									授業期間等								
○専門性重視型の場合 1．専攻の修了には、大学院基盤科目2単位、専門科目（特別演習）4単位、 専門科目（特別研究）4単位を必修として、これらを含め30単位以上を修得し、 修士論文または特定課題の研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 （履修科目の登録の上限：14単位（半期）） 2．修了要件について ・大学院基盤科目2単位【必修2単位】 ・専門科目（自専攻科目）14単位【選択14単位】 ・専門科目（特別演習）4単位【必修4単位】 ・専門科目（特別研究）4単位【必修4単位】									1学年の学期区分			2期					
									1学期の授業期間			15週					
									1時限の授業時間			90分					

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
・自由選択科目6単位【選択6単位】：専攻基盤科目、専門科目の選択科目から、学生が自らの学修に必要な科目を選択して6単位以上を履修する。														
○学際性重視型の場合														
1．専攻の修了には、大学院基盤科目2単位、専攻基盤科目2単位、専門科目（イノベーション・コア）2単位、専門科目（プロジェクト研究）6単位、専門科目（特別演習）4単位、専門科目（特別研究）4単位を必修として、これらを含め30単位以上を修得し、修士論文または特定課題の研究成果の審査及び最終試験に合格すること。														
2．修了要件について														
・大学院基盤科目2単位【必修2単位】														
・専攻基盤科目2単位【必修2単位】														
・専門科目（イノベーション・コア）2単位【必修2単位】														
・専門科目（プロジェクト研究）6単位【必修6単位】														
・専門科目（自専攻科目）4単位【選択4単位】														
・専門科目（他専攻科目）4単位【選択4単位】														
・専門科目（特別演習）4単位【必修4単位】														
・専門科目（特別研究）4単位【必修4単位】														
・自由選択科目2単位【選択2単位】：専門科目の選択科目から、学生が自らの学修に必要な科目を選択して2単位以上を履修する。														

（注）

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 5 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 6 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - （1）各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - （2）「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - （3）「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

青色：中学校社会、高校公民

緑色：高校商業

○福島大学大学院教職実践研究科規程（案）

令和5年 月 日

（趣旨）

第1条 福島大学大学院教職実践研究科（以下「研究科」という。）学生の履修等に関する事項は、福島大学大学院学則（昭和51年5月25日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 研究科の下に教職実践高度化専攻（以下「専攻」という。）を置く。

（目的）

第2条 研究科は、理想とする教師像と自らの役割を常に問い直し、教育課程や学校運営のマネジメント経験を積みながら教員力を向上させる教員のミドルリーダーを養成することを目的とする。

（専攻会議）

第3条 研究科に、第14条に規定する専攻の修了の審査のほか、専攻の運営に関し必要な事項を審議するため、専攻会議を置く。

2 専攻会議に関する必要な事項は、別に定める。

（入学者の選考）

第4条 学則第13条に規定する入学者の選考は、学力試験等の結果に基づき、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

（研究指導教員）

第5条 学生には研究指導教員を定める。

2 研究指導教員の決定は、研究科委員会が行う。

（教育方法の特例）

第6条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が特に必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

（授業の方法）

第7条 授業は、講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（履修方法）

第8条 研究科における履修方法は、学生の所属するコースごとの別表1に定める授業科

目について別表2の履修基準によるものとする。

- 2 研究指導教員が必要と認めたときは、学類の授業科目を履修させることがある。この場合において、修得した単位は、前項に規定する履修基準の単位数には含めない。

（履修計画）

第9条 学生は、入学後所定の期間内に研究指導教員の指導を受けて、その研究課題を決定しなければならない。

- 2 学生は、前項によるほか、あらかじめ研究指導教員の指導によって当該年度内に履修する授業科目を選択し、所定の様式により届け出なければならない。

（単位修得の認定）

第10条 単位修得の認定は、講義その他の出席時間数が十分であると認めたものについて、筆記若しくは口頭による試験又は研究報告等により行う。

- 2 学生が学則第23条、第23条の3第2項及び第25条第5項の規定により履修し修得し又は免除された単位については、合わせて23単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができる。

- 5 病気その他やむを得ない事由により正規の試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことがある。

（成績）

第11条 授業科目の試験又は研究報告等の成績は、S、A、B、C及びFの5段階をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

（修了の審査）

第14条 修了の審査は、別表2の履修基準に定める単位の修得の確認及び研究指導教員による教育実践報告書の審査結果により行う。

- 2 修了の審査の評語は、合格又は不合格とする。

（雑則）

第15条 この規程を改正しようとするときは、研究科委員会の議を経なければならない。

第16条 この規程に定めるもののほか、履修等について必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の入学に係る者から適用する。

別表1（第8条）

開設授業科目

区分	授業科目	単位
大学院基盤科目	イノベーション・リテラシー	2
共通5領域科目	教育課程編成実践研究	2
	特別支援学校における教育課程編成の実際	2
	授業デザインの理論と実際	2
	教材開発と教育方法の実際と課題	2
	生徒指導の事例研究	2
	学校カウンセリングの事例研究	2
	特別な支援が必要な生徒に対する学校カウンセリングの実際	2
	学校ガバナンスの事例研究	2
	学校・学級づくりの実践研究	2
	特別支援学校における学級経営の実践研究	2
	特別支援学校における学校経営の実践研究	2
	学校と地域	2
	公教育の理念と教育改革	2
	特別支援学校と地域の実践研究	2
	福島の学校と教育課題	1
	福島の学校と教育課題	1
選択領域科目	学校マネジメント論及び事例研究	2
	ミドル・リーダー論と実際	2
	教育行政の理論と実践	2
	教師の成長と授業研究	2
	世界の教育改革と現在	2
	主体的な学びで育成するための理論と実践（言語活動・表現活動）	2
	主体的な学びで育成するための理論と実践（課題探求・解決力）	2

	主体的な学びで育成するための理論と実践（協働的問題解決・自己有用感）	2
	国語科授業デザイン論	2
	社会科授業デザイン論	2
	算数・数学科授業デザイン論	2
	理科授業デザイン論	2
	音楽科授業デザイン論	2
	図画工作・美術科授業デザイン論	2
	家庭科授業デザイン論	2
	体育科授業デザイン論	2
	英語科授業デザイン論	2
	道徳科授業デザイン論	2
	生活科・総合的な学習の時間に関する授業デザイン論	2
	ICTを活用した授業デザインと実際	2
	教育実践研究のためのデータ処理論	2
	インクルーシブ教育システムと障害理解教育の実践	2
	知的・発達障害教育特論	
	障害児に対する実践的指導方法の事例研究	2
	障害児に対する実践的指導方法の実際	2
	応用行動分析学からみた知的障害教育の事例と実践	2
	自立活動の事例と実践	2
	病弱児教育の事例と実践	2
学校における実習 領域	長期インターンシップ	4
	長期インターンシップ	6
	教職専門実習	2
	教職専門実習	3
	学校支援実習	2
	学校支援実習	3
	教育実践高度化実習	6
	学校課題対応実習	4

プロジェクト研究 領域	教育実践高度化プロジェクト研究	1
	教育実践高度化プロジェクト研究	1
	教育実践高度化プロジェクト研究	1
	教育実践高度化プロジェクト研究	1
	学校課題対応プロジェクト研究	1
	学校課題対応プロジェクト研究	1
	学校課題対応プロジェクト研究	1
	学校課題対応プロジェクト研究	1
	特別支援教育実践プロジェクト研究	1
	特別支援教育実践プロジェクト研究	1
	特別支援教育実践プロジェクト研究	1
	特別支援教育実践プロジェクト研究	1

別表 2（第 8 条）

履修基準

区分	単位数
大学院基盤科目	2
共通5領域	20
選択領域	10
学校における実習領域	10
プロジェクト研究領域	4
計	46

教 育 課 程 等 の 概 要																	
(教職実践研究科教職高度化専攻)																	
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
共通5領域	目盤院大 科基学	イノベーション・リテラシー	1前	2			○								兼1	演習	
		小計(1科目)	-	2	0	0	-			0	0	0	0	0	兼1	-	
	領域関 する実 施成課 領に及 程	教育課程編成実践研究	1前	2				○			1						
		特別支援学校における教育課程 編成の実際	1前	2					○		1						
		小計(2科目)	-	4	0	0	-			1	1	0	0	0	0	-	
		授業デザインの理論と実際	1前	2					○		1	1					共同
	領域関 導実践 する方 的等 法な	教材開発と教育方法の実践と課 題	1後	2					○			2				共同	
		小計(2科目)	-	4	0	0	-			1	2	0	0	0	0	-	
		す教生 育徒 領相指 域談導 に及 び	生徒指導の事例研究	1後	2					○		1					
			学校カウンセリングの事例研究	1前	2					○		1					
	特別な支援が必要な生徒に対す る学校カウンセリングの実際		1後	2					○		1						
	小計(3科目)		-	6	0	0	-			2	0	0	0	0	0	-	
	領校学 域級 営経 営に 関及 する 学	学校・学級づくりの実践研究	1後	2					○		2					共同	
		特別支援学校における学級経営 の実践研究	1前	2					○		1						
		特別支援学校における学校経営 の実践研究	1後	2					○		1						
小計(3科目)		-	6	0	0	-			3	0	0	0	0	0	-		
領方教 域に員 校 関の する 育 り	学校と地域	1前	2					○		1							
	公教育の理念と教育改革	1後	2					○		1							
	特別支援学校と地域の実践研 究	1後	2					○		1							
	小計(3科目)	-	6	0	0	-			3	0	0	0	0	0	-		
域独 自 領	福島の学校と教育課題	1前	1					○		1							
	福島の学校と教育課題	2前	1					○		1							
	小計(2科目)	-	2	0	0	-			1	0	0	0	0	0	-		
選択領域	学校 改 革 領 域	学校マネジメント論及び事例研究	1後		2				○		2					オムニバス(一 部)・共同	
		ミドル・リーダー論と実際	1前		2				○		2					共同	
		教師の成長と授業研究	1後		2				○			1					
		世界の教育改革と現在	1前		2				○			1					
		小計(4科目)	-	0	8	0	-			2	2	0	0	0	0	-	
	授業 改 善 領 域	主体的な学びで育成するための 理論と実践 (言語活動・表現活 動)	1後		2				○		2					兼1	隔年、共同
		主体的な学びで育成するための 理論と実践 (課題探求・解決 力)	1前		2				○		1					兼1	隔年、共同
		主体的な学びで育成するための 理論と実践 (協働的問題解決・ 自己有用感)	1後		2				○		3					隔年、 オムニバス(一 部)・共同	
		国語科授業デザイン論	1後		2				○		1					兼5	共同
		社会科授業デザイン論	1後		2				○		1					兼7	共同
授 業	算数・数学科授業デザイン論	1後		2				○		1					兼2	オムニバス・共 同(一部)	
	理科授業デザイン論	1後		2				○		1	1				兼1	共同	
	音楽科授業デザイン論	1後		2				○		1					兼4	共同	
	図画工作・美術科授業デザイン 論	1後		2				○							兼4	オムニバス・共 同(一部)	
	家庭科授業デザイン論	1前		2				○							兼4	オムニバス・共 同(一部)	

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
領域	改善領域	体育科授業デザイン論	1後		2			○		1					兼7 兼7 共同	オムニバス・共同（一部） 隔年、共同
		英語科授業デザイン論	1後		2			○								
		道徳科授業デザイン論	1前		2			○		1						
		生活科・総合的な学習の時間に関する授業デザイン論	1後		2			○		2						
		ICTを活用した授業デザインと実際	1前		2			○			1					
		教育実践研究のためのデータ処理論	1前		2			○			1					
		インクルーシブ理念と障害理解教育論	1前		2			○			1					
		小計（17科目）	-	0	34	0		-		8	2	0	0	0	兼41	-
	実践特別支援領域に関する理論と	知的・発達障害教育特論	1後		2			○			1					
		障害児に対する実践的指導方法の事例研究	1後		2			○		1						
		障害児に対する実践的指導方法の実際	1前		2			○		1						
		応用行動分析学からみた知的障害教育の事例と実践	1後		2			○		1						
		自立活動の事例と実践	1前		2			○		1						
		病弱児教育の事例と実践	1後		2			○		1						
		小計（6科目）	-	0	12	0		-		3	1	0	0	0	0	-
学校における実習領域	インターンシップ	長期インターンシップ	1前	4				○	15	5				兼1	共同	
		長期インターンシップ	1後	6				○	15	5				兼1	共同	
		小計（2科目）	-	10	0	0		-	15	5	0	0	0	兼1	-	
	学校実習領域	教職専門実習	1前・後	2				○	15	5				兼1	共同	
		教職専門実習	2後・後	3				○	15	5				兼1	共同	
		学校支援実習	1前・後	2				○	15	5				兼1	共同	
		学校支援実習	2後・後	3				○	15	5				兼1	共同	
		教育実践高度化実習	2通	6				○	15	5				兼1	共同	
		学校課題対応実習	2通	4				○	15	5				兼1	共同	
	小計（6科目）	-	20	0	0		-	15	5	0	0	0	兼1	-		
プロジェクト研究領域	教育実践高度化領域	教育実践高度化プロジェクト研究	1前	1				○	12	4				兼1	共同	
		教育実践高度化プロジェクト研究	1後	1			○	12	4				兼1	共同		
		教育実践高度化プロジェクト研究	2前	1			○	12	4				兼1	共同		
		教育実践高度化プロジェクト研究	2後	1			○	12	4				兼1	共同		
		小計（4科目）	-	4	0	0		-	12	4	0	0	0	兼1	-	
	学校課題対応	学校課題対応プロジェクト研究	1前	1				○	12	4				兼1	共同	
		学校課題対応プロジェクト研究	1後	1			○	12	4				兼1	共同		
		学校課題対応プロジェクト研究	2前	1			○	12	4				兼1	共同		
		学校課題対応プロジェクト研究	2後	1			○	12	4				兼1	共同		
		小計（4科目）	-	4	0	0		-	12	4	0	0	0	兼1	-	
特別支援教育高度化	特別支援教育実践プロジェクト研究	1前	1				○	3	1					共同		
	特別支援教育実践プロジェクト研究	1後	1			○	3	1					共同			
	特別支援教育実践プロジェクト研究	2前	1			○	3	1					共同			
	特別支援教育実践プロジェクト研究	2後	1			○	3	1					共同			
	小計（4科目）	-	4	0	0		-	3	1	0	0	0	0	-		
合計（63科目）		-	72	54	0		-	15	5	0	0	0	兼42	-		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
学位又は称号		教職修士（専門職）	学位又は学科の分野			教員養成関係								
卒業要件及び履修方法						授業期間等								
修了要件は、大学院基盤科目2単位（必修）、共通5領域20単位（必修）、選択領域10単位（選択必修）、学校における実習領域10単位（必修）、プロジェクト研究領域4単位（必修）、合計46単位以上を修得した者とする。履修科目の登録上限は44単位である。修了するにあたっては、ラウンドテーブル等での発表を義務づける。は特別支援学校教諭専修免許状取得に関わるものである。 <共通5領域20単位（必修）の履修方法> ○ミドル・リーダー養成コース（現職教員学生のみ）及び授業デザインコース（現職教員学生及び学部新卒学生）では、「教育課程の編成及び実施に関する領域」「教科等の実践的な指導方法に関する領域」「生徒指導及び教育相談に関する領域」「学校教育と教員の在り方に関する領域」「独自領域」のうちを付していない各科目を必修とする。 ミドル・リーダー養成コースでは、「学級経営及び学校経営に関する領域」のうち「学校・学級づくりの実践研究」「特別支援学校における学校経営の実践研究」の4単位を履修する。 授業デザインコースでは、「学校・学級づくりの実践研究」「特別支援学校における学級経営の実践研究」の4単位を履修する。 ○特別支援教育コース（現職教員学生及び学部新卒学生）では、特別支援学校教諭専修免許状に関する科目（を付している各科目）を必修とする。加えて、「生徒指導及び教育相談に関する領域」のうち「生徒指導の事例研究」「学校カウンセリングの事例研究」から2単位を選択して履修する。「学校教育と教員の在り方に関する領域」のうち「学校と地域」「公教育の理念と教育改革」から2単位を選択して履修する。「教科等の実践的な指導方法に関する領域」「独自領域」は必修とする。 <選択領域10単位（選択必修）の履修方法> ○ミドル・リーダー養成コース（現職教員学生のみ）は、「学校改革領域」の「学校マネジメント論及び事例研究」2単位を必修として、「学校改革領域」の他の科目あるいは「授業改善領域」の「主体的な学びで育成するための理論と実践 ～ 」から8単位選択して履修する。 ○授業デザインコースでは、現職教員学生は、「学校改革領域」の「教師の成長と授業研究」「世界の教育改革と現在」及び「授業改善領域」の全ての科目から10単位を選択して履修する。学部新卒学生は、「授業改善領域」の全ての科目から10単位を選択して履修する。その際、「主体的な学びで育成するための理論と実践 ～ 」から2単位を選択必修とする。 ○特別支援教育コースでは、全ての学生について、「特別支援に関する理論と実践領域」から8単位を選択して履修する。その上で、各学生の希望に応じて履修を以下のようにする。 ミドル・リーダーを目指す現職教員学生においては、「学校改革領域」の「学校マネジメント論及び事例研究」2単位を必修とする。 授業高度化を目指す現職教員学生においては、「学校改革領域」の「教師の成長と授業研究」「世界の教育改革と現在」及び「授業改善領域」の全ての科目から2単位を選択して履修する。 学部新卒学生においては、「授業改善領域」の全ての科目から2単位を選択して履修する。 <学校における実習領域10単位（必修）の履修方法> ○ミドル・リーダー養成コース（現職教員学生のみ）では、「教職専門実習」「学校支援実習」「学校課題対応実習」を必修とする。 ○授業デザインコースでは、現職教員学生は、「教職専門実習」「学校支援実習」「教育実践高度化実習」を必修とする。学部新卒学生は、「長期インターンシップ」を必修とする。 ○特別支援教育コースでは、ミドル・リーダーを目指す現職教員学生は「教職専門実習」「学校支援実習」「学校課題対応実習」を必修とする。授業高度化を目指す現職教員学生は「教職専門実習」「学校支援実習」「教育実践高度化実習」を必修とする。学部新卒学生は、「長期インターンシップ」を必修とする。 <プロジェクト研究領域（4単位）の履修方法> コースに対応した領域の4科目4単位を必修とする。						1学年の学期区分	2学期							
						1学期の授業期間	15週							
						1時限の授業時間	90分							

（注）

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 5 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 6 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	

(1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。

(2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。

(3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

< 授業科目着色凡例 >

【幼・小・中・高・養・栄専免の課程で共通開設】

・各教科（保育内容）の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【中専免】

・教科に関する専門的事項：桃色

【中・高専免の課程で共通開設】

・教科に関する専門的事項：橙色

【特支専免】

・特別支援教育に関する科目：薄紫

【幼・小・中・高・特支・養・栄専免】

・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める科目に該当しない：水色

○福島大学大学院共生システム理工学研究科規程（改正案）

平成20年3月31日

改正 平成22年3月31日

平成23年3月31日

平成23年9月28日

平成24年4月17日

平成26年3月12日

平成26年3月12日

平成27年3月27日

平成27年11月18日

平成28年3月30日

平成29年3月27日

平成30年3月14日

平成31年3月19日

令和元年12月13日

令和3年3月26日

令和3年6月4日

令和 年 月 日

（趣旨）

第1条 福島大学大学院共生システム理工学研究科（以下「研究科」という。）学生の履修等に関する事項は、福島大学大学院学則（昭和51年5月25日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 研究科は、「共生」のシステム科学という新たな枠組みの中で、21世紀の課題解決に向けた広範で多様な研究・教育を行い、地域に貢献できる人材と実践的な力を有する高度専門職業人・研究者を育成することを目的とする。

2 研究科の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 共生システム理工学専攻 人・産業・環境が共生する社会を構築するために必要な課題に中長期的視点で総合的に取り組むことができ、獲得した知見を社会の課題解決に活用できる人材と実践的な力を有する専門職業人を育成する。

二 環境放射能学専攻 人工および天然放射性核種の、計測、モニタリング計画、制御、

予測、評価などに中長期的視点で総合的に取り組むことができ、環境防護、予測評価、環境修復、廃炉、中間貯蔵、浄化などの分野に貢献するとともに、その知見を社会の課題解決に活用できる人材と実践的な力を有する専門職業人を育成する。

（入学者の選考）

第3条 学則第13条に規定する入学者の選考は、学力試験等の結果に基づき、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

（所属分野又は領域）

第4条 学生は、博士前期課程にあっては学則第5条第4項に規定するコース、博士後期課程にあっては学則第5条第6項に規定する領域のいずれかに所属しなければならない。

2 コース又は領域の所属は、入学後に決定する。

（研究指導教員）

第5条 学生には、研究指導教員を定める。

2 研究指導教員の決定は、研究科委員会が行う。

（授業の方法）

第6条 授業は、講義、演習、実験・実習のいずれかにより、又は、これらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（履修方法）

第7条 学生は、共生システム理工学専攻博士前期課程にあっては別表1に定める開設授業科目のうちから、別表2に定める履修基準により、共生システム理工学専攻博士後期課程にあっては別表3に定める開設授業科目のうちから、別表4に定める履修基準により、環境放射能学専攻博士前期課程にあっては別表5に定める開設科目のうちから、別表6に定める履修基準により、環境放射能学専攻博士後期課程にあっては別表7に定める開設科目のうちから、別表8に定める履修基準により、履修しなければならない。ただし、学則第25条第1項及び第2項のただし書きにより在学期間が短縮された者は、別表1、別表3、別表5及び別表7の履修年次によらず履修することができ、学則第25条の2第1項の規定により在学期間が短縮された者は、別表1及び別表5の履修年次によらず履修することができる。

2 研究指導教員が必要と認めたときは、学則第22条及び同第23条の規定により、他の研究科の授業科目及び他の大学院の授業科目を履修することができる。この場合において、

修得した単位は、合わせて15単位を超えない範囲で前項に規定する履修基準に基づく単位数に含めることができる。

3 学生が、学則第23条の3の規定により修得した単位については、前項の規定により修得した単位とは別に、15単位を超えない範囲で研究科において修得したものとみなし、第1項に規定する履修基準に基づく単位数に含めることができる。ただし、前項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

4 博士前期課程にあっては、研究指導教員が必要と認めたときは、共生システム理工学類の授業科目を履修することができる。この場合において、修得した単位は、別表2及び別表6に定める履修基準に基づく単位数には含めない。

5 博士後期課程にあっては、研究指導教員が必要と認めたときは、博士前期課程の授業科目を履修することができる。この場合において、修得した単位は、別表4及び別表8に定める履修基準に基づく単位数には含めない。

（履修計画）

第8条 学生は、入学後、所定の期間内に研究指導教員の指導を受けて、あらかじめ研究課題を定めなければならない。

2 学生は、前項に規定するもののほか、研究指導教員の指導を受けて、履修する授業科目を定め、所定の様式により指定の期日までに届け出なければならない。

（教育方法の特例）

第9条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が特に必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

（試験）

第10条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目によっては研究報告等により試験に代えることができる。

2 病気その他やむを得ない理由により、前項に規定する試験を受けることができなかった学生については、追試験を行うことができる。

（成績）

第11条 試験又は研究報告等の成績は、S、A、B、C及びFの5段階に評価し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

（学位論文等）

第12条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）は、研究指導教員の指導を受けて、指定の期間内に提出しなければならない。

2 博士論文は、研究指導教員の指導を受けて、指定の期間内に提出しなければならない。

(最終試験)

第13条 最終試験は、博士前期課程又は博士後期課程の修了に必要な単位の授業科目を履修中で、かつ、博士前期課程にあっては修士論文等を提出した者、博士後期課程にあっては博士論文を提出した者について、口述又は筆記により行う。

2 最終試験の評価は、合格又は不合格とする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学生の履修等に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

第15条 この規程を改正しようとするときは、研究科委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程第4条、第7条、第11条、第13条、別表1及び別表2の規定は、平成22年度入学生から適用し、平成22年3月31日から引き続き在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表1の規定は、平成23年度入学生から適用し、平成23年3月31日から引き続き在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年3月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年3月12日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表1の規定は、平成27年度入学生から適用し、平成27年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表1の規定は、平成28年度入学生から適用し、平成28年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表1の規定は、平成30年度入学生から適用し、平成30年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学共生システム理工学規程の規定は平成31年度入学生から適用し平成31年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表1の規定は、令和2年度入学生から適用し、令和2年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程第4条、第7条

第1項、同条第4項、第13条、別表1、別表5及び別表6の規定は、令和3年度入学生から適用し、令和3年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年5月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

----- 凡 例 -----

【中専免（数学）、高専免（数学）】

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：赤色

【中専免（数学）、高専免（数学）、高専免（情報）】

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色

【高専免（情報）】

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：紫色

【中専免（理科）、高専免（理科）】

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：緑色

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、理科に関連する科目：黄緑色

【中専免（技術）、高専免（工業）】

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ

・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、技術・工業に関連する科目：ピンク

別表1

開設授業科目（共生システム理工学専攻博士前期課程）

科目区分	授業科目	履修年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
大学院	イノベーション・リテラシー	1	2			○			

基盤科目								
専攻 基盤科目	共生システム特論	1		2		○		
数理・情報 システムコ ース	非線型解析特論	1		2		○		中専免（数学） 高専免（数学）
	解析学特論	1		2		○		中専免（数学） 高専免（数学）
	幾何学特論	1		2		○		中専免（数学） 高専免（数学）
	代数学特論	1		2		○		中専免（数学） 高専免（数学）
	最適化特論	1		2		○		中専免（数学） 高専免（数学）
	集合関数特論	1		2		○		中専免（数学） 高専免（数学）
	非線型解析特論	1		2			○	中専免（数学） 高専免（数学）
	応用非線型解析特論	2		2			○	中専免（数学） 高専免（数学）
	解析学特論	1		2			○	中専免（数学） 高専免（数学）
	解析学特論	2		2			○	中専免（数学） 高専免（数学）
	幾何学特論	1		2			○	中専免（数学） 高専免（数学）
	幾何学特論	2		2			○	中専免（数学） 高専免（数学）
	代数学特論	1		2			○	中専免（数学） 高専免（数学）
	最適化特論	1		2			○	中専免（数学）

							高専免（数学）
情報視覚化と計算幾何学特論	1		2		○		中専免（数学） 高専免（数学） 高専免（情報）
ネットワークシステム特論	1		2		○		高専免（情報）
知能情報学特論	1		2		○		高専免（情報）
アルゴリズム特論	1		2		○		高専免（情報）
情報セキュリティ特論	1		2		○		高専免（情報）
ソフトウェア工学特論	1		2		○		高専免（情報）
データ工学特論	1		2		○		高専免（情報）
経営情報システム特論	1		2		○		高専免（情報）
ロジスティクスシステム特論	1		2		○		高専免（情報）
ネットワークシステム特論	1		2			○	高専免（情報）
知能情報学特論	1		2			○	高専免（情報）
アルゴリズム特論	1		2			○	高専免（情報）
情報セキュリティ特論	1		2			○	高専免（情報）
ソフトウェア工学特論	1		2			○	高専免（情報）
データ工学特論	1		2			○	高専免（情報）
経営情報システム特論	1		2			○	高専免（情報）
ロジスティクスシステム特論	1		2			○	高専免（情報）
交通物流システム工学特論	1		2		○		中専免（技術） 高専免（工業）
技術経営(MOT)特論	1		2		○		中専免（技術） 高専免（工業）
生産システム最適化特論	1		2		○		中専免（技術） 高専免（工業）
応用数学特論	1		2		○		中専免（技術） 高専免（工業）
環境経済システム特論	1		2		○		中専免（技術） 高専免（工業）

	交通物流システム工学特論	1		2			○		中専免（技術） 高専免（工業）
	技術経営(MOT)特論	1		2			○		中専免（技術） 高専免（工業）
	生産システム最適化特論	1		2			○		中専免（技術） 高専免（工業）
	応用数学特論	1		2			○		中専免（技術） 高専免（工業）
	環境経済システム特論	1		2			○		中専免（技術） 高専免（工業）
	イノベーション・コア	2		2		○			
	プロジェクト研究	1		2				○	
	プロジェクト研究	2		2				○	
	プロジェクト研究	2		2				○	
物理・メカ トロニクス コース	人間医工学特論	1		2		○			中専免（技術） 高専免（工業）
	材料システム設計特論	1		2		○			中専免（技術） 高専免（工業）
	感覚運動工学特論	1		2		○			中専免（技術） 高専免（工業）
	パワーエレクトロニクス特論	1		2		○			中専免（技術） 高専免（工業）
	エネルギーシステム工学特論	1		2		○			中専免（技術） 高専免（工業）
	メカトロニクス特論	1		2		○			中専免（技術） 高専免（工業）
	人間医工学特論	1		2			○		中専免（技術） 高専免（工業）
	材料システム設計特論	1		2			○		中専免（技術） 高専免（工業）

	感覚運動工学特論	1		2			○		中専免（技術） 高専免（工業）
	パワーエレクトロニクス特論	1		2			○		中専免（技術） 高専免（工業）
	エネルギーシステム工学特論	1		2			○		中専免（技術） 高専免（工業）
	メカトロニクス特論	1		2			○		中専免（技術） 高専免（工業）
	ヒューマンマシンインタフェース特論	1		2		○			
	ヒューマンマシンインタフェース特論	1		2			○		
	特殊加工特論	1		2			○		
	物性物理学特論	1		2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
	宇宙と素粒子の物理学特論	1		2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
	物性物理学特論	1		2			○		中専免（理科） 高専免（理科）
	宇宙と素粒子の物理学特論	1		2			○		中専免（理科） 高専免（理科）
	イノベーション・コア	2		2		○			
	プロジェクト研究	1		2				○	
	プロジェクト研究	2		2				○	
	プロジェクト研究	2		2				○	
物質・エネルギー科学 コース	物理化学特論	1		2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
	無機化学特論	1		2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
	有機化学特論	1		2		○			中専免（理科）

							高専免（理科）
合成化学特論	1	2	○				中専免（理科） 高専免（理科）
分析化学特論	1	2	○				中専免（理科） 高専免（理科）
材料物性特論	1	2	○				中専免（理科） 高専免（理科）
無機固体化学特論	1	2	○				中専免（理科） 高専免（理科）
物理化学特論	1	2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
無機化学特論	1	2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
有機化学特論	1	2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
合成化学特論	1	2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
分析化学特論	1	2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
材料物性特論	1	2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
無機固体化学特論	1	2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
生物工学特論	1	2	○				中専免（技術） 高専免（工業）
製造・エネルギープロセス特論	1	2	○				中専免（技術） 高専免（工業）
生物工学特論	1	2		○			中専免（技術） 高専免（工業）
製造・エネルギープロセス特論	1	2		○			中専免（技術）

								高専免（工業）
	工業材料特論	1	2			○		
	バイオマス資源工学特論	1	2		○			
	バイオマス資源工学特論	1	2			○		
	イノベーション・コア	2	2		○			
	プロジェクト研究	1	2				○	
	プロジェクト研究	2	2				○	
	プロジェクト研究	2	2				○	
生命・環境 コース	植物生態学特論	1	2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
	植物多様性特論	1	2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
	動物形態学特論	1	2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
	環境微生物学特論	1	2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
	地質学特論	1	2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
	環境モデリング特論	1	2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
	地下水盆管理計画特論	1	2		○			中専免（理科） 高専免（理科）
	植物生態学特論	1	2			○		中専免（理科） 高専免（理科）
	植物多様性特論	1	2			○		中専免（理科） 高専免（理科）
	動物形態学特論	1	2			○		中専免（理科） 高専免（理科）
	環境微生物学特論	1	2			○		中専免（理科） 高専免（理科）

	地質学特論	1		2			○		中専免（理科） 高専免（理科）
	環境モデリング特論	1		2			○		中専免（理科） 高専免（理科）
	地下水盆管理計画特論	1		2			○		中専免（理科） 高専免（理科）
	島嶼生物学特論	1		2		○			
	島嶼生物学特論	1		2			○		
	サウンドスケープ特論	1		2			○		高専免（情報）
	サウンドスケープ特論	1		2			○		高専免（情報）
	バイオ・エコエンジニアリング 特論	1		2		○			
	流域水管理特論	1		2		○			
	流域水循環特論	1		2		○			
	環境計画特論	1		2		○			
	精神生理学特論	1		2		○			
	神経生理学特論	1		2		○			
	バイオ・エコエンジニアリング 特論	1		2			○		
	流域水管理特論	1		2			○		
	流域水循環特論	1		2			○		
	環境計画特論	1		2			○		
	精神生理学特論	1		2			○		
	神経生理学特論	1		2			○		
	イノベーション・コア	2		2		○			
	プロジェクト研究	1		2				○	
	プロジェクト研究	2		2				○	
	プロジェクト研究	2		2				○	
特別演習	理工学セミナー	1	2				○		
	理工学セミナー	1	2				○		

	理工学セミナー	2	2				○		
特別研究	理工学特別研究		2				○		
	理工学特別研究		2				○		
	理工学特別研究		2				○		
	理工学特別研究		2				○		

別表 2

履修基準（共生システム理工学専攻博士前期課程）

科目区分		専門性重視型	学際性重視型
大学院基盤科目		必修2単位	必修2単位
専攻基盤科目		-	必修2単位
専門科目	自専攻科目	必修4単位 選択10単位	必修4単位
	イノベーション・コア	-	必修2単位
	プロジェクト研究	-	必修6単位
	他専攻科目	-	選択4単位
	特別演習	必修6単位	必修4単位
	特別研究	必修8単位	必修4単位
自由選択科目		-	選択2単位
最低修得単位数合計		30単位	30単位

上記を修得し、本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

別表 3

開設授業科目（共生システム理工学専攻博士後期課程）

領域	科目区分	授業科目	履修年次	単位数		授業形態		備考
				必修	選択	講義	演習	
共通	共通科目A	共生システム特別講究	1前	2		○		
	共通科目B	共生数理システム特別演習	2前		2		○	
		共生環境システム特別演習	2前		2		○	
共生数理システム	専門科目	共生システム科学特別講究	1前	2		○		

領域		共生システム科学特別講究	2前	2		○	
		実践特別講究	1後	2		○	
		実践特別講究	2後	2		○	
		共生数理システム特別実践演習	3前	2		○	
	特別研究	共生システム科学特別研究	1～3通	6		○	
共生環境システム領域	専門科目	共生システム科学特別講究	1前	2		○	
		共生システム科学特別講究	2前	2		○	
		実践特別講究	1後	2		○	
		実践特別講究	2後	2		○	
		共生環境システム特別実践演習	3前	2		○	
	特別研究	共生システム科学特別研究	1～3通	6		○	

別表 4

履修基準（共生システム理工学専攻博士後期課程）

区分	基準	単位数
必修	共通科目に含まれる授業科目のうち共通科目A「共生システム特別講究」2単位、所属する領域の「専門科目」5科目10単位、「特別研究」6単位、計18単位修得	18単位
選択必修	共通科目に含まれる授業科目のうち共通科目B（「共生数理システム特別実践演習」「共生環境システム特別実践演習」のうち所属する領域の1科目必修）	2単位
最低修得単位数合計		20単位

上記を修得し、本研究科が行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

別表 5

開設授業科目及び履修基準（環境放射能学専攻博士前期課程）

領	科目区	履修	授業科目名	履	単位数	授業形態	備考
---	-----	----	-------	---	-----	------	----

域 区 分	分	分野		修 年 次	必 修	選 択	講 義	演 習	実 験 ・実 習	
基 礎 領 域	実践科 目	共通	環境放射能学演習	1	1			○		
			環境放射能学特別演習	1	1			○		
	共通科 目	共通	核種分析学	1	2		○			
			放射線計測学	1	2		○			
			放射線影響学	1	2		○			
			放射生態学	1	2		○			
			環境放射能学	1	2		○			
			環境放射能学	1	2		○			
			放射能災害学	1	2		○			
深 化 領 域	応用科 目	生態 学分 野	水圏放射生態学	1		2	○			
			陸域放射生態学	1		2	○			
			森林放射能学	1		2	○			
			動物生態学	1		2	○			
			バイオ・エコエンジニアリング特論 1	1		2	○			
			バイオ・エコエンジニアリング特論 1	1		2		○		
			環境微生物学特論 1	1		2	○			
			環境微生物学特論 1	1		2		○		
			放射能生態実習	2 2	2				○	
	モデ リン グ分 野		陸域放射能動態学	1		2	○			
			移動現象論	1		2	○			
			放射能モデリング学特論	1		2	○			
			海洋放射能動態学特論	1		2	○			
			流域水管理特論 1	1		2	○			

		流域水管理特論 1	1		2		○		
		流域水循環特論 1	1		2	○			
		流域水循環特論 1	1		2		○		
		地下水盆管理計画特論 1	1		2	○			
		地下水盆管理計画特論 1	1		2		○		
		放射能モデリング実習	2 2	2				○	
	計測 分野	陸域生物圏放射能動態学	1		2	○			
		放射能等の分離技術	1		2	○			
		放射線計測工学特論	1		2	○			
		物性物理学特論 1	1		2	○			
		物性物理学特論 1	1		2		○		
		分析化学特論 1	1		2	○			
		分析化学特論 1	1		2		○		
		メカトロニクス特論 1	1		2	○			
		メカトロニクス特論 1	1		2		○		
		放射能計測実習	2 2	2				○	
	講究科 目	共通 修士論文研究	1	2			○		
		修士論文研究	2	2			○		
		修士論文研究	2	2			○		

1 は共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻博士前期課程開講授業

2 は秋季入学者の場合、履修年次は1年次とする。

別表 6

履修基準（環境放射能学専攻博士前期課程）

区分	基準	単位数
必修	基礎領域 実践科目	2単位
	基礎領域 共通科目	14単位
	深化領域 所属する分野の応用科目に含まれる必修科目	2単位
	深化領域 修士論文研究 、 、	6単位

選択必修	深化領域 所属する分野の応用科目に含まれる選択科目	6単位
最低修得単位数合計		30単位

上記を修得し、本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

別表 7

開設授業科目（環境放射能学専攻博士後期課程）

領域 区分	科目区分	履修分野	授業科目	履修年 次	単位数		授業形態			備考
					必修	選択	講義	演習	実習	
環境 放射 能領 域	基礎科目	生態学	放射生態学特別 演習	1前		2			○	
			放射生態学特別 演習	1後		2			○	
		モデリング	放射能動態解析 特別演習	1前		2			○	
			放射能動態解析 特別演習	1後		2			○	
		計測	放射能計測特別 演習	1前		2			○	
			放射能計測特別 演習	1後		2			○	
	応用科目	共通	環境放射能特別 演習	2前	2			○		
			環境放射能特別 演習	2後	2			○		
			環境放射能特別 演習	3前	2			○		
			サイエンスコミ ュニケーション 特別演習	3後	2			○		
	講究科目	共通	環境放射能特別 研究	1～3通	6			○		

別表 8

履修基準（環境放射能学専攻博士後期課程）

区分	基準	単位数
必修	応用科目	8単位
	講究科目	6単位
選択必修	基礎科目	6単位
最低修得単位数合計		20単位

上記を修得し、本研究科が行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

福島大学大学院食農科学研究科規程（案）

令和 年 月 日

（趣旨）

第1条 福島大学大学院食農科学研究科（以下「研究科」という。）学生の履修等に関する事項は、福島大学大学院学則（昭和51年5月25日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 研究科は、農林水産業と食料・食品関連産業の発展に貢献する科学技術や社会システムについて基盤研究と応用理論の構築を行うとともに、食農科学各分野の専門性を持ち、同時に学際性志向も兼ね備え、地域の課題も抽出して解決する力と国際的な地域課題にも対応できる力を持つ高度専門職業人・研究者を養成することを目的とする。

（入学者の選考）

第3条 学則第13条に規定する入学者の選考は、学力試験等の結果に基づき、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

（研究指導教員）

第4条 学生には、研究指導教員及び副研究指導教員を定める。

2 研究指導教員及び副研究指導教員の決定は、研究科委員会が行う。

（教育方法の特例）

第5条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上特に必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

（授業の方法）

第6条 授業は、講義、演習、実験・実習のいずれかにより、又は、これらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（履修方法）

第7条 研究科における履修方法は、別表1に定める授業科目について別表2の履修基準によるものとする。

2 研究指導教員が必要と認めたときは、専攻の基礎となる学類の授業科目を履修することができる。この場合において、修得した単位は、前項に規定する履修基準の単位数には含まない。

（履修計画）

第8条 学生は、入学後、所定の期間内に研究指導教員の指導を受けて、あらかじめ研究課題を定めなければならない。

2 学生は、前項に規定するもののほか、研究指導教員の指導を受けて、履修する授業科目を定め、所定の様式により指定の期日までに届け出なければならない。

(試験)

第9条 試験は、学期末に行う。ただし、授業科目によっては研究報告等により試験に代えることができる。

2 病気その他やむを得ない理由により、前項に規定する試験を受けることができなかった学生については、追試験を行うことができる。

(成績)

第10条 試験又は研究報告等の成績は、S、A、B、C及びFの5段階に評価し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

(学位論文等)

第11条 修士論文についての研究の成果は、研究指導教員の指導を受けて、指定の期間内に提出しなければならない。

(最終試験)

第12条 最終試験は、所要の単位を履修中で、かつ、修士論文の提出をした者について口述又は筆記により行う。

2 最終試験の判定は、合格又は不合格とする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学生の履修等に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

第14条 この規程を改正しようとするときは、研究科委員会の議を経なければならない。

別表1

授業科目（食農科学専攻）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
大学院基盤科目	イノベーション・リテラシー	1	2		
専攻基盤科目	データサイエンスと研究倫理	1	2		
専門科目	食農科学ワークショップ	1	1		
	食農科学ワークショップ	2	1		
	先端食品科学	1		1	
	先端農業生産科学	1		1	
	先端生産環境科学	1		1	
	先端農業経営科学	1		1	

		<u>復興知と農業・食料のイノベーション</u>	1		2	
		<u>アグロエコロジー</u>	1		2	
		食農地域実践研究	1 ~		1	
	食品科学 コース科目	食品素材機能学特論	1		2	
		食品分析学特論	1		2	
		微生物機能開発学	1		2	
	農業生産科学 コース科目	作物学	1		1	
		遺伝育種科学	1		1	
		育土栽培学	1		1	
		野菜・花卉園芸学特論	1		1	
		果樹園芸学特論	1		1	
		応用昆虫学特論	1		1	
		植物病理学特論	1		1	
		土壌環境科学	1		1	
		植物栄養学特論	1		1	
		畜産学	1		1	
	生産環境科学 コース科目	先端森林管理学	1		2	
		先端農地管理学	1		2	
		農林環境生態学	1		2	
	農業経営科学 コース科目	地域農業マネジメント論	1		2	
		フードビジネス分析論	1		2	
		農業経済・政策分析論	1		2	
	特別演習	食農科学特別セミナー	1 ~ 2	6		
	特別研究	食農科学特別研究	1 ~ 2	8		
	合計（32 科目）		-	20	37	0

別表 2

履修基準（食農科学専攻）

	必修	選択必修	修了要件 単位数
大学院基盤科目	2	-	2
専攻基盤科目	2	-	2

専攻専門 科目	共通科目	2	2	4	12
	コース科目	0	4		
	他コース科目	-	-		
	特別演習	6	-	-	6
	特別研究	8	-	-	8
最低修得単位数合計					30

上記を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること